聖籠町いじめ防止等対策委員会の運営等に関する規則をここに公布する。 平成29年2月15日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会規則第1号

聖籠町いじめ防止等対策委員会の運営等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町いじめ防止等対策委員会条例(平成29年聖籠町条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、聖籠町いじめ防止等対策委員会(以下「委員会」という。)の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の役割等)

- 第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、調査方針を決定し、第4 条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすも のとする。
- 2 委員は、調査によって明らかになっていく事実にのみ誠実に向き合い、中 立かつ公平に調査を行う。

(会議の公開及び情報開示)

- 第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として非公開とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、聖籠町情報公開条例(平成10年聖 籠町条例第3号)第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外 の事項を審議する場合にあっては、委員会の委員長(以下「委員長」という。) が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。
- 3 教育委員会は、委員の意見を聴いた上で、聖籠町情報公開条例に基づき、 会議の議事録その他の記録を開示することができる。

(調查審議等)

- 第4条 委員会は、条例第2条に定める委員会の所掌事務(以下「所掌事務」 という。)を調査及び審議するために必要な範囲で、次に掲げる方法により 調査を行うものとする。
 - (1) いじめが認められた学校(以下「当該学校」という。)及び教育委員会においてなされた調査に係る資料を再度検証すること。

- (2) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員(過去に教育委員会事務局及び当該学校に勤務していた者を含む。)並びに当該学校の児童生徒(当該学校の生徒であった者を含む。)及びその保護者等(以下「調査対象者」という。)に事実関係や意見等に関する陳述、説明等(当該学校その他の関係する現場における説明を含む。)を求めること。
- (3) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を 求め、又は当該学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは 説明を求めること。
- (4) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、所掌事務を調査及び審議するために必要となる協力を調査対象者又は外部の専門機関に対して求めること。
- 2 委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるとき は、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、 適切な措置を講じなければならない。
- 3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員その他の町の職員は、第1項に定める調査に協力するものとする。

(答申及び公表)

- 第5条 委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、答申書(以下「本件答申書」という。)を作成し、教育委員会に対して報告する。
- 2 委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料 並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件答申書にで きる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の答申を受けたときは、本件答申書の内容をいじめ を受けた児童生徒の保護者に対して報告するものとする。ただし、本件答申 書の内容に第三者のプライバシーに関わる部分がある場合は、必要な配慮を し、報告するものとする。
- 4 教育委員会は、本件答申書の内容を公表する。ただし、公表に際しては、 プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなけれ ばならない。

5 教育委員会は、本件答申書を公表したときは、本件答申書の内容を踏まえ、 必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。